

令和7年度事業計画について

厚真町における人口、高齢者人口および要支援・要介護認定者数の推移は、令和6年3月に策定された「第9期厚真町高齢者保健福祉計画・厚真町介護保険事業計画（A-9プラン）」によると、令和22年度までは、人口減少の割合よりも高齢者数の減少の割合が少なく、結果的には高齢化率が上昇するとともに、要支援・要介護者数は微増となるとされています。

また、国は、高齢者が介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、質の高い保健医療・福祉サービスの確保、将来にわたって安定した介護保険制度の確立などを目指しています。

一方、社会福祉法人の運営に関しては、令和6年3月に介護報酬・障害福祉サービス等報酬の改定内容が示されましたが、内容は介護報酬改定率ではプラス1.59%、障害福祉サービス等報酬改定率ではプラス1.12%と物価高騰の長期化や人件費の底上げなどが進む中で、非常に厳しいものとなっています。

この状況下で社会福祉法人全体の35.7%、特に介護では、45.8%の法人が赤字経営を強いられており、経営努力のみでは対応が困難な状況にあると言われています。

北海道厚真福祉会も同様に、平成30年北海道胆振東部地震、新型コロナウイルス感染拡大及び物価高騰の長期化などにより利用者数の減少や物価高騰による必要経費の増大など法人経営は非常に厳しい状況にあります。

また、介護人材の確保も大変厳しいものがあり、令和6年度においては、人材紹介会社を通じた人材の確保を余儀なくされました。

このような現状と令和4年度、令和5年度と大幅な赤字を計上したことを踏まえつつ、当法人が厚真町内の中核的な存在であること、そのための役割と責任を果たすことを念頭に、より積極的な事業所運営に取り組んで参ります。

とりわけ、あつま居宅介護支援事業所における介護支援専門員（ケアマネージャー）の増員を行い、厚真町内における居宅介護支援事業の充実とシェア拡大を進め、法人各事業の利用者増につなげる体制を整備して参ります。

地域社会との連携をより一層強めるため、地域自治会、各種団体及びボランティア団体などとの交流活動の推進、町内の各種イベントへの積極的な参加を進めるとともに、利用者の自立と尊厳を重視した質の高いサービス提供を目指して参ります。

利用者への質の高いサービス提供のためには、職員体制を確保することが必要であることから、昨年度制定した就業助成金制度などを活用した職員の確保を進め、特定技能外国人受け入れ制度など外国人の介護人材の活用などについても検討を進めて参ります。

適正な職員数を確保し、職員が利用者に対して質の高いサービス提供ができるよう職員の給与・休暇制度の充実など就業環境の改善に努めて参ります。

令和7年度事業運営についても収支状況は非常に厳しい状況ではありますが、地域社会から信頼される法人を目指し、より積極的な事業展開を進めるとともに、経営の安定化を図るため、各事業所の利用率向上と一層の経費節減と事務事業の効率化に努めて参ります。

経営理念

社会福祉法人北海道厚真福祉会は、利用者の自己選択と自己決定を尊重し、個人の尊厳（個人の人格・人としての権利）に配慮した良質かつ安全・安心なサービスを提供する社会福祉事業の経営に努めます。

経営の基本

1 利用者の自立支援

利用者一人ひとりの尊厳（個人の人格・人としての権利）を尊重し、利用者や家族が希望するサービスを個々人の障害特性や要介護度に応じて、個別支援計画や施設サービス計画を策定し、これを基本にした専門的な支援を行い、利用者が安全に安心して楽しく生活ができる事業運営を目指します。

2 健全経営の実現

法人の主体性と自立性を高めるとともに、社会規範を遵守し、社会福祉事業の担い手にふさわしい適正な法人運営に努めます。また、予算や事業の重点化及び効率化、並びに収入の確保を進め、安定した経営と活力あふれる経営を目指します。

3 職場環境の充実

北海道厚真福祉会が果たすべき役割についての認識を高め、適正な職員配置、専門的な知識・技術の向上、及び職員待遇の向上に努め、誇りをもって働くことができる魅力ある職場環境を目指します。

4 地域社会への貢献

利用者や家族、厚真町民などに対して、身近にある福祉サービスの要の役割を果たし、地域にとって必要不可欠な存在にふさわしい活動を目指します。

重点目標

1 年間利用者目標

事業所名		定員	延べ利用者目標	平均利用者目標
厚真リハビリセンター	生活介護	50名	12,643名	47名
	施設入所	50名	17,155名	47名
	短期入所	2名	365名	1名
豊厚園	特養	80名	27,010名	74名
	短期入所	7名	1,095名	3名
あつまデイサービスセンター		18名	3,070名	10名
厚南デイサービスセンター		18名	3,684名	11名
共生型放課後等デイサービスみんぐる			307名	1名
あつま居宅介護支援事業所		—	960名	月80名

2 法人運営

- (1) 社会規範を遵守した効率的かつ効果的な法人・施設運営の推進
- (2) 職員各自の役割と責任に基づいた施設運営、福祉サービスの推進
- (3) 地域における公益的な取組の実施
- (4) 将来の施設運営を担う人材育成のための研修（キャリアパス）等の実施
 - ① 新規採用職員研修、職場内研修、外部研修等の実施
- (5) 職員待遇の改善
 - ① 給与の改善
 - ・ 給料表の改定
 - ・ 給料表の改定に伴う格付けの見直し
 - ② 勤務体制の改善
 - ・ 完全週休2日制の一部導入
 - ・ リフレッシュ休暇の導入
 - ③ 介護職員等処遇改善手当の継続
 - ④ 職員の適正な配置に基づいた介護・支援体制の充実・強化
- (6) 予算の適正な執行及び経営の安定化
 - ① 介護報酬、障害福祉サービス等報酬に基づいた予算の編成、執行
 - ② 新施設建設資金借入金の返済計画を踏まえた予算の編成、執行
 - ③ 定員充足率向上の取り組み強化及び各種経費の節減徹底による安定経営
- (7) 新型コロナウイルス感染症対策の強化・徹底継続
- (8) 新型コロナウイルス感染症発生時に備えた感染防護具等の備蓄

- (9) 災害発生時における「介護職員等派遣事業」登録継続
- (10) 災害発生時に備えた飲料水・食料品等の備蓄

3 事業運営

- (1) 施設ごとに利用者に安全・安心なサービスの提供
 - ※ 詳細は、施設ごとの計画書による
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に基づいた面会方法の検討
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策に基づいた外出支援・通院などの調整
- (4) 地域の諸団体（他法人、団体、ボランティア等）との連携
- (5) 施設の開放や体験学習等による社会福祉事業の啓蒙活動

4 各種委員会

- (1) 事故防止委員会
 - ① 事故（骨折、転倒、転落、誤薬等）防止対策の実施
 - ② 看護職員と介護職員の連携による医療的ケアの実施
- (2) 感染症対策委員会
 - ① 新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等に関する感染予防、蔓延防止対策の徹底
 - ② 新型コロナウイルスワクチン・インフルエンザワクチン予防接種の支援
 - ③ 新型コロナウイルス感染者発生シミュレーション訓練の実施
- (3) 防災対策委員会
 - ① 消火・通報・避難、その他必要な訓練等の実施
 - ② 救急救命に関する講習の実施
- (4) 苦情解決委員会
 - ① 利用者、家族等からの苦情・相談への適切な対応
- (5) 権利擁護・虐待防止委員会
 - ① 権利擁護及び虐待防止対策の実施
 - ② 職員の意識に関する調査、職員に対する指導の実施
- (6) 給食運営委員会
 - ① 行事食や季節感に富んだ食事の提供
 - ② 嗜好調査等に基づいた食事の提供
- (7) 特別委員会
 - ① コロナ禍における法人行事(福祉会祭り等)の企画、実施
 - ② 地域における公益的な取組の実施

(8) 広報委員会

- ① 厚真福祉会だよりの発行
- ② ホームページの管理、運営

(9) 衛生委員会

- ① 職員の安全、健康確保の取組み実施
- ② 職場環境の改善

令和 7 年度理事会・評議員会開催計画

開 催 予定月	区 分	主な予定議案
5 月	理事会	・ 令和 6 年度事業報告及び事業実績報告書の承認 ・ 令和 6 年度決算書（計算書類及び財産目録）の承認 ・ 理事・監事の選任 ・ 評議員選任候補者の推薦 ・ 定時評議員会の日時、場所、議題、及び議案の決定 ・ 定例報告 ほか
6 月	定時評議員会	・ 令和 6 年度事業報告及び事業実績報告書の承認 ・ 令和 6 年度決算書（計算書類及び財産目録）の承認 ・ 令和 7 年度事業計画及び収支予算の報告 ・ 理事・監事の選任
	理事会	・ 選任された理事の報告 ・ 理事長の選任 ・ 常務理事（業務執行理事）の選任
8 月	理事会	・ 臨時評議員会の招集 ・ 定例報告 ほか
1 1 月	理事会 臨時評議員会	・ 令和 7 年度上半期事業報告及び事業実績報告 ・ 令和 7 年度上半期収支報告 ・ 定例報告 ほか
3 月	理事会	・ 令和 7 年度補正予算の承認 ・ 令和 8 年度事業計画及び収支予算の承認 ・ 定例報告 ほか

※ 定例報告：四半期事業報告、理事長及び常務理事職務執行状況、監査報告

令和7年度 厚真リハビリセンター事業計画

事業方針

- 1 障害者支援施設厚真リハビリセンターは、法人の経営理念に基づき、利用者の自己選択と自己決定を尊重し、個人の尊厳に配慮した良質かつ安全・安心なサービスの提供に努めるとともに、健康の維持・増進、日常生活能力の維持・向上、創作活動の充実・活性化等の自立支援の向上に努めます。
- 2 安定的な施設運営を図るため、身体障害中心の施設運営から知的障害や精神障害のある方の利用促進に努めるとともに、市町村や医療機関、相談支援事業所等の関係機関に対し積極的な情報発信を行い、利用者の定員満床とショートステイの利用拡大を目指します。
- 3 感染症から利用者を守るため、日常的な健康観察を徹底し、感染症の早期発見と監視体制の強化に努めるとともに、利用者の権利擁護や虐待を未然防止する体制の強化に努め、安全・安心な生活環境の提供に努めます。

重点目標

- 1 個別支援計画（ケアプラン）に基づく個々の障害特性に対応した適切なサービスの提供
 - （１） サービス管理責任者が中心となり、利用者の自己選択・自己決定を尊重した「個別支援計画」を作成し、利用者のニーズに沿ったサービスの提供に努めます。
 - （２） 利用者の健康とA D Lの維持・向上を目的とした活動支援を行うと共に、生きがいや楽しみとなるレクリエーションや創作活動等の日中活動支援の充実を図ります。
- 2 利用者の自立支援と地域移行を目指した生活支援
 - （１） 地域移行を希望する利用者に対して相談支援事業所と連携し、必要なアセスメントとエンパワメントの視点を持ち、地域との関わりを支援します。
- 3 食事の提供
 - （１） 利用者が健康に過ごしていただくための「個別栄養ケア計画」を作成し、栄養マネジメントを実施します。
 - （２） 嗜好調査を実施し、利用者の意見や希望等をメニューに反映していきます。
 - （３） 季節に合ったメニューや旬の素材を使った食事を提供します。
 - （４） 食事形態を検証し、利用者個々の嚥下状態に合わせた食事の提供に努めます。

- (5) 利用者に食事の大切さや栄養に関する興味と知識を持ってもらうため、季節行事メニューの由来等を記載したポスターやチラシを食堂に掲示します。

4 機能訓練の実施

- (1) 利用者の心身の状況に合わせた「個別機能訓練計画」を作成し、身体機能の維持と日常生活能力の向上に繋げるための訓練を実施します。
- (2) 訓練士と生活支援員等で集団リハビリを実施し、利用者の活動性向上に努めます。

5 感染症防止対策と健康管理の取り組み

- (1) 感染症等から利用者を守るため、利用者、職員、家族、外部関係者等に対する基本的感染防止対策を徹底に努めるとともに、法人内感染対策委員会と連携し感染症対策に努めます。
- (2) 利用者のご家族や地方の方が自由に入館でき、いつでも面会や交流が出来る体制づくりを目指します。
- (3) 年二回の定期健康診断、定期検査（採尿・採血）を実施します。
- (4) 二次性疾患（既存の疾患の憎悪やそのことで新たに発生した疾患）の早期発見のために、日々の健康状態の把握と精神的な支援を行います。
また、長期臥床による身体機能低下（特に循環障害や褥瘡等）の予防のため、離床支援に努めます。
- (5) 嚥下機能低下に伴う誤嚥性肺炎の予防を考慮した口腔ケアと低栄養、脱水等を防止するための摂食・嚥下ケアを実施します。

6 協力病院・その他の医療機関との連携

- (1) 利用者の急変等による協力病院等の医療機関への受診・入院や往診、迅速な対応と医師等への情報提供に努めます。

7 権利擁護・虐待防止の取り組み

- (1) 利用者の権利を擁護し、虐待や不適切ケアを未然に防止するための職員研修等を実施します。
- (2) 職員倫理規程に基づき、職員一人ひとりが高い倫理観を持ち、利用者やその家族の方々の信頼獲得と守秘義務の厳守に努めます。

8 ヒヤリハット・事故防止の取り組み

- (1) 利用者一人ひとりの心身の状況を的確に把握した支援体制を構築し、事故の未然防止に努めます。

- (2) 事故が発生した場合は、速やかに対応し、その検証結果を職場全体で共有し再発防止に努めます。

9 利用者・家族からの要望、苦情相談等

- (1) 利用者やその家族からの要望や苦情相談等に対し、真摯に受け止め、迅速かつ誠実に対応します。

10 福祉サービス自己評価の実施

- (1) 施設が行う福祉サービスに対する自己評価を行い、改善が必要な項目について迅速かつ適切に改善し、サービスの向上に努めます。

11 職員の知識と技術の向上を図る計画的な取り組み

- (1) 職員の資質向上と能力開発を目指すとともに、支援者としての強い使命感を持つ職員の育成を図ることを目的として、職員研修の充実に努めます。
- (2) 災害、感染症対策、権利擁護・虐待防止等に関する必要な研修会を実施します。

令和7年度 豊厚園事業計画

事業方針

特別養護老人ホーム豊厚園は、法人の経営理念に基づき利用者と家族が安心できる安全なサービスを提供するため、日頃からサービス内容を点検し、安定した最良のサービスを提供するとともに地域が必要とする多様なニーズに即したサービスを提供できるよう関係団体と連携を図ります。

また、災害や感染症対策を強化するとともに、利用者が笑顔で健康的な毎日を過ごせるよう運動プログラムや余暇活動など特色のあるサービスを提供します。

重点目標

1 感染防止対策の取り組み

法人内に設置する「感染症対策委員会」と連携し、定期的に事業所内で感染症に関する研修会や予防訓練を実施し感染症対策に努めます。

また、感染症が発生した際にサービス提供を円滑に継続できるよう、平時から体制を整え感染症の拡大防止に努めます。

利用者のご家族や地域の方が自由に入館でき、いつでも面会や交流が出来る体制づくりを目指します。

2 利用者の尊厳に配慮したサービスの提供

利用者個々の人格と自己選択・決定に配慮したサービスを提供するため、利用者の自立支援に向けた介護を目指します。また、認知症等によって自己選択や意思表示が困難な利用者に対しては、家族の意向に添ったサービスの提供に努めます。

3 安心・安全な生活環境の提供

利用者が健康で安定した日常生活を送ることができるよう利用者の健康状態、精神状態を観察し、家族や医療機関と緊密な連携に努めるとともに利用者の体調が急変した場合は、速やかに対応できるよう全職種が利用者個々の情報共有に努めます。

また、利用者が事故に遭遇しないよう施設の構造等を点検し、事故を未然に防ぐよう取り組みます。

4 自己決定権に配慮したサービス提供

利用者が個々に決定した内容を実施できるよう配慮しサービスの提供に努めます。また、常に利用者の心身の変化を観察し、必要に応じてサービスの内容を変更します。

5 施設サービス計画書の立案・実践の取り組み

施設サービスの基盤となる施設サービス計画書の立案は、利用者個々の尊厳が保持され、自己決定及び自立支援を基本に多様化するニーズに応えるため専門職が協同で参画し、立案した計画の実践に取り組みます。

6 職員の知識と技術の向上を図る計画的な取り組み

利用者に対して、最良のサービスを提供するため全職員の知識と技術の向上を目的に施設内外の研修に参加し自己研鑽ができる環境を整備します。

7 認知症ケアの実践

認知症に関する先進的な知識を取り入れた介護を実践するため、施設外研修や施設内研修に積極的に参加し知識及び実践力の向上に努めます。

8 権利擁護・虐待防止の取り組み

利用者の権利に対して、職員個々の知識や理解を深めるため定期的に研修会を実施するとともに、虐待セルフチェックや職員のストレスチェックを実施し権利擁護・虐待防止に努めます。

9 利用者・家族からの要望、苦情相談等

誰もが相談しやすい環境を整え、苦情の申し出に対しては、苦情解決体制が速やかに取れるよう対応します。

また、相談・苦情を申し出ることが難しい利用者に対しては、家族と連携し、日頃から意見を聴取するよう努めます。

10 福祉サービス自己評価の実施

日常提供されるサービスに対して、全職員が客観的な視点を持ちサービスの自己評価を実施します。

自己評価の結果を全職員に周知し、改善が必要な項目については、迅速かつ適切に改善しサービス向上に努めます。

11 防災対策への取り組み

防災計画に基づき避難訓練を実施するほか、防災意識を高めるため災害関連の基礎的な知識の習得と事業所に設置されている防災対策備品が十分機能しているかどうかについて、日頃から点検に努めます。

また、災害時には事業が継続的に実施されるよう体制を整えます。

令和7年度 あつまデイサービスセンター事業計画

事業方針

あつまデイサービスセンターでは、高齢者がいつまでも安心した生活を送ることができるよう、自立を目的とした個別ケアへの意識を高め、実情に即したサービスを提供し利用者や家族が満足を得られるように支援していきます。

地域や各種団体との交流を通じて、あつまデイサービスセンターを理解してもらい、地域との連携を図っていきます。

また、利用者にとって良質なサービスを提供するためには、家族等と情報交換するほか、全職員が介護の知識と技術を高め専門性のある高度な支援が実践できるよう各種研修等を通じた人材育成に取り組めます。

重点目標

1 通所介護、第1号通所事業の提供

(1) 通所介護計画書及び第1号通所介護計画書の作成並びにサービスの提供

- ① ケアプラン会議の開催（経過状況及び評価検討の実施）
- ② サービス担当者会議等で、必要な情報の収集と提供

(2) 機能訓練による日常生活動作の維持・向上支援

- ① 居宅サービス計画書及び介護予防計画書に基づき実施
- ② 関係機関と連携し個々の機能に応じたサービスを実施
- ③ 介護サービス充実支援事業と連携した機能訓練の実施

(3) 安定的な経営

- ① 厚真町をはじめとする地域住民、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、医療機関等へ空き情報の発信、円滑な利用調整を行うことで利用者増を図ります。
- ② 新たな加算を取得するために必要な体制の構築に努めます。

2 個別ケアへの取り組み

(1) 個別ケア

- ① 利用者を適切に支援することを目的に利用者個々の情報を共有するデイ会議を定期的に開催します。
- ② 利用者の特性に応じたコミュニケーション技法の統一化を図ります。
- ③ 事業所内で認知症ケアに関する勉強会を開催し、認知症に関する知識の習得に努めます。

(2) アクティビティの取り組み

個別の通所介護計画書に基づき、個別又は小集団活動等の機会を提供します。

(3) 満足度調査の実施（2月頃実施予定）

サービス見直しのための検討資料として満足度調査の結果を活用し、ニーズの高いサービスを提供します。

3 健康管理について

- (1) 必要に応じて情報を収集（通院、服薬状況、治療経過、自宅環境、記録の整備）し、健康管理に努めます。
- (2) 利用日に状態を把握（体調不良変化の確認と対応）し、健康管理に努めます。
- (3) 体調急変時に即応できるよう主治医等と協力体制の確保に努めます。

4 事故防止対策について

(1) 事故・ヒヤリハット検討会議

- ① 事故が発生した場合は、発生原因の究明及び事故対処の行動等について内容を検証します。
- ② 事故を未然に防ぐため危険箇所等を事前に把握し、定期点検を実施します。

5 感染症対策について

- (1) 感染対策委員会の決定事項に基づき感染者情報の報告、感染予防対策、感染拡大防止に努めます。
- (2) 職場内研修等を通じて、感染症に対する知識、対応策等の理解を深め、予防、対策強化、衛生管理に努めます。

6 施設内外研修

令和7年度の研修計画に基づき研修会に参加し、職員の知識、技術の向上に努めます。

7 家族との連携

(1) 定期的な情報交換

- ① 送迎時に利用者の状況について、家族等と情報交換します。
- ② 家族との情報交換を通じて、職員と家族相互の理解を深めます。
- ③ 独居利用者については、別居家族等に必要な情報を提供します。

8 関係機関との連携等について

(1) 地域包括支援センター等との連携

- ① 地域ケア会議等（招集に応じて）へ参加し情報交換等を行います。
- ② 地域運営推進委員会（6か月1回）を開催します。

- ③ 空き情報の発信、円滑な利用調整を行うことで、地域における待機高齢者の解消に繋がります。

9 地域交流

(1) 地域自治体や町内の各種イベントへの積極参加

- ① 地域のイベントやお祭り等に参加することで、利用者の自己実現や社会参加意識を高めます。
- ② 町内の文化祭等で作品を展示することで、利用者の達成感と日々の創作意欲の向上に繋がります。

(2) 各種ボランティア団体、関係事業所との交流活動の推進

- ① 季節行事や定期的なレクリエーションに、地域住民やボランティアを招待することで、利用者と地域の親睦や絆を深めます。
- ② 地域の中学校等からの職場体験の受け入れやこども園等と交流行事を行うことで、世代間交流を促進します。
- ③ 関係事業所と交流活動を通じて、利用者の趣味や特技を活かした活動を行います。

10 外出支援

利用者の意向に沿った外出支援に努めます。

令和7年度 厚南デイサービスセンター・みんぐる事業計画

事業方針

北海道厚真福祉会の経営理念である、利用者の自己選択と自己決定を尊重し、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスを提供することに努めます。

利用者が在宅において、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域での在宅生活を継続するためのサービスを提供し、利用者が自分らしく生き生きとした生活が出来るように自立生活の助長、社会的孤立感の解消、認知症の進行防止及び心身の機能の維持向上等の様々な援助を行ってまいります。

共生型放課後等デイサービスについては、障害や発達に特性のある児童が自由にのびのびと自分らしく過ごすことができるよう自主性を尊重した自由な環境づくりに配慮しながら、学習支援や集団生活への適応支援、高齢者と児童の交流支援など良質なサービス提供に努めます。厚南デイサービスセンターが1つの大きな家で高齢者と児童が家族のような関係で交流し、双方向により良い効果が生まれるよう支援していきます。

重点目標

1 通所介護、第1号通所事業の提供

(1) 通所介護計画書及び第1号通所介護計画書の作成並びにサービスの提供

- ① 利用者の自己選択と決定を尊重したサービス計画を作成し、計画に沿ったサービスを提供していきます。
- ② 生活相談員が中心となりモニタリングを実施しサービス計画書の評価を行います。
- ③ ケアプラン会議を毎月開催（経過状況及び評価検討の実施）します。
- ④ サービス担当者会議等において必要な情報の収集と提供を行います。

2 共生型放課後等デイサービスの提供

- (1) 児童にのびのびと自分らしく過ごすことができるよう支援をします。
- (2) 児童と高齢者の方々の交流の支援をします。
- (3) 児童の集団生活への適応・生活能力向上の支援をします。
- (4) 学校での学習、宿題等の学習支援をします。
- (5) 児童と高齢者の方々が家族のような関係で交流できる環境を作っていきます。
- (6) 児童のご家族、関係機関と連携し支援をしていきます。

3 個別ケアへの取り組み

(1) 利用者個別理解の充実

- ① 常に利用者個々の情報の共有を図り、チームで適切な支援を行っていきます。
- ② 利用者情報をモニタリングと評価やミーティング等で定期的に見直していきます。

③ 認知症ケア、予防に関する定期研修を開催します。

(2) 個別・グループ活動の取り組み

① 利用者のニーズに基づき、利用者が自己選択できる個別・グループ活動を提供します。(ボランティア等の受け入れにより活動内容の充実・拡大を図ります。)

② 季節の行事に合わせた、アクティビティ活動を利用者の希望に沿って実施していきます。

(3) 機能訓練の充実

① 施設内の機能訓練コーナーを拡大し、午前・午後ともに活動していきます。

② 利用者の身体機能に合わせた個別機能訓練を実施していきます。

(4) 満足度調査の実施

① 満足度調査を実施し、ニーズに応じたサービスの提供に努めます。

(5) 快適な入浴の提供

① 利用者の尊厳・プライバシーへ配慮した支援を行います。

② ゆったりした気分で気持ち良く入浴していただきます。

4 健康管理について

(1) 必要な情報収集(通院、服薬状況、治療経過、自宅環境、記録の整備)を行い健康管理に努めます。

(2) 利用日毎の健康状態を把握(体調不良変化の確認と対応)し、健康管理に努めます。

(3) 主治医等との協力体制の確保(体調急変時には、緊急対応マニュアルに沿う)に努めます。

(4) 定期的に看護師による健康講座を実施して、感染症等に対する予防や対応について周知していきます。

(5) 緊急対応における研修会を実施します。

5 事故防止対策について

(1) 事故例を基に定期的に職員検討会議を実施し事故防止に努めます。

(2) 事故発生時、対処後に随時検討会議を開催し、再発防止策を徹底します。

(3) 事故リスクを未然に防ぐため危険箇所等安全定期点検を実施します。

(4) 利用者の身体状況を把握し事故防止に努めます。

6 感染症対策について

(1) 感染症対策委員会での決定事項を基本に、感染予防対策、感染拡大防止策に努めます。

職場内外研修やミーティングを通じて感染症に対する知識、対応策等の理解を深め、予防、対策強化、衛生管理に努めます。

7 施設内外研修

- (1) 職員の資質向上を目指し、積極的に研修会に参加し、サービスの質の向上を図っていきます。
- (2) 定期的に施設内研修を実施し、職員の業務に対する自己研鑽を促し良質なサービス提供に繋げていきます。

8 家族との連携

- (1) 情報交換ノート（連絡ノート）を通じて自宅、デイでの情報を共有し、家族との連携に努めます。
- (2) 送迎時の情報交換に努めます。
- (3) 独居利用者については別居家族等に必要な情報を提供していきます。
- (4) 家族懇談会を開催し、情報交換を行い、施設と家族相互の理解を深めていきます。

9 関係機関との連携等について

- (1) 地域ケア会議へ参加していきます。
- (2) 運営推進会議（6か月に1回）を開催していきます。
- (3) 困難ケース等発生時の協力体制を整備していきます。
- (4) 利用者のニーズに合った社会資源を有効に取り入れていきます。

10 地域交流

- (1) あつま元気クラブ、放課後子ども教室と連携し異世代交流ワークショップを開催していきます。
- (2) 地域における行事へ積極的に参加していきます。
- (3) 厚真町自立支援事業（いきいきサポート）との交流会を継続していきます。
- (4) 小学生、中学生、老人クラブとの交流を行っていきます。
- (5) 学生による福祉体験学習も積極的に受け入れていきます。

11 外出支援

- (1) 利用者の意向に沿った外出支援に努めていきます。

令和7年度 あつま居宅介護支援事業所事業計画

事業方針

- 1 居宅介護支援事業所の介護支援専門員を1名増員し厚真町内における居宅介護支援事業の充実とシェア拡大を進めていきます。
- 2 要介護者等になっても住み慣れた地域で安心して在宅生活の継続ができるよう、また癌終末期においてもその人らしい生活ができるようご本人の思いを重視して支援していきます。
- 3 常に法令を遵守し利用者に公平・適正なサービスを提供することにより自立支援及びご家族の介護負担軽減につながるようにします。新型コロナウイルス等の感染症対策を考慮しながらデイサービスやショートステイ等のサービスを利用できるよう支援していきます。
- 4 地域包括支援センター、医療機関、地域の民生委員等との連携を深め、ご本人、ご家族の相談に乗りながら、より良いサービスが提供できるようにします。特に医療機関との連携においては、退院後の生活がスムーズに進むように対応していきます。
- 5 関係機関・民生委員等や地域の協力者との連携を図り、インフォーマルサービス等の多角的なサービス提供を援助します。

重点目標

- 1 居宅介護支援の充実
介護支援員（ケアマネージャー）を増員し、在宅での生活を望む要介護者等が能力に応じて可能な限りの自立した在宅生活が安全、快適な環境の中でできるように支援の充実を図ってまいります。
- 2 介護保険サービス事業所、地域包括支援センター、医療機関、地域の民生委員等との連携強化を図り、特に認知症の方の徘徊等については必要に応じて、地域ケア会議への情報提供を行い行政、警察、消防、地域住民とも情報共有し対応していきます。
- 3 研修会への参加
介護支援専門員協会等の開催する研修等に参加することにより常に新しい情報を取り入れ、より良いサービスの提供ができるよう職員の資質向上、自己研鑽に努めます。